

# 「新型コロナウイルス感染症」 補償プラン新登場!!

傷害補償（特定感染症危険補償特約付）

## 保険金のお支払い対象となる場合

特定感染症により発病の日から  
180日以内に後遺障害が発生したり、  
入院、通院された場合

（死亡保険金・手術保険金はお支払い対象外となります。）

### 補償内容・保険料

傷害補償（C）特定感染症危険補償特約  
職種級別\*1：A

傷害死亡・後遺障害	450万円
傷害入院(1日あたり)	5,000円
傷害通院(1日あたり)	3,000円

保険料（現役月払）	1,470円
保険料（OB一時払）	16,030円

\*1 保険料は、保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。表示の保険料は職種級別A（販売従事者、事務従事者、学生、家事従事者等、職種級別B以外）の方を対象としたものです。職種級別B（自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員）の方は、裏面《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・新型コロナウイルス感染症<sup>\*</sup>に対応！
- ・ホテル、自宅における療養も対象！
- ・<sup>\*</sup>医師の指示に基づくもの
- ・傷害補償のため健康状態の告知は不要！

※詳細は裏面をご確認ください！

# 「新型コロナウイルス感染症」 補償プラン おすすめポイント！

## 新型コロナウイルス感染症は

2021年2月現在、感染症法上の「指定感染症」ですが、  
政令により一類感染症または二類感染症と  
同程度の措置が講じられておりますので、

## 補償の対象となります。

医師の指示に基づき臨時施設（ホテル等の宿泊施設を含む）・  
自宅において入院と同等の療養をする場合も  
「入院」として取り扱い\*2、

## 入院保険金等をお支払いします。

\*2 医師の証明書等をご提出いただく場合に限りです。

- ・おまもり王子（団体総合生活保険）の病気プラン・病気がけがプランも新型コロナウイルス対応しております。
- ・本ご案内は団体総合生活保険（傷害補償）の概要をご紹介します。
- ご加入にあたっては必ず「パンフレット」「重要事項説明書」をお読み下さい。ご不明な点がある場合には、代理店までお問い合わせください。

〈保険金をお支払いする主な場合〉

- ・特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合
    - \* 発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
    - \* 医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症予防法)の規定による就業制限を含みます。)された場合
    - \* 医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合
- 傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします  
(なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。)

〈保険金をお支払いしない主な場合〉

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症
- ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症
- ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。)等

特定感染症とは

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症予防法)」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または政令によりこれらの感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。

例：新型コロナ、SARS、MERS等

お申込み・  
お問い合わせは  
こちらまで

王子製紙保険サービス(株)

TEL：03-3546-7911

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

